

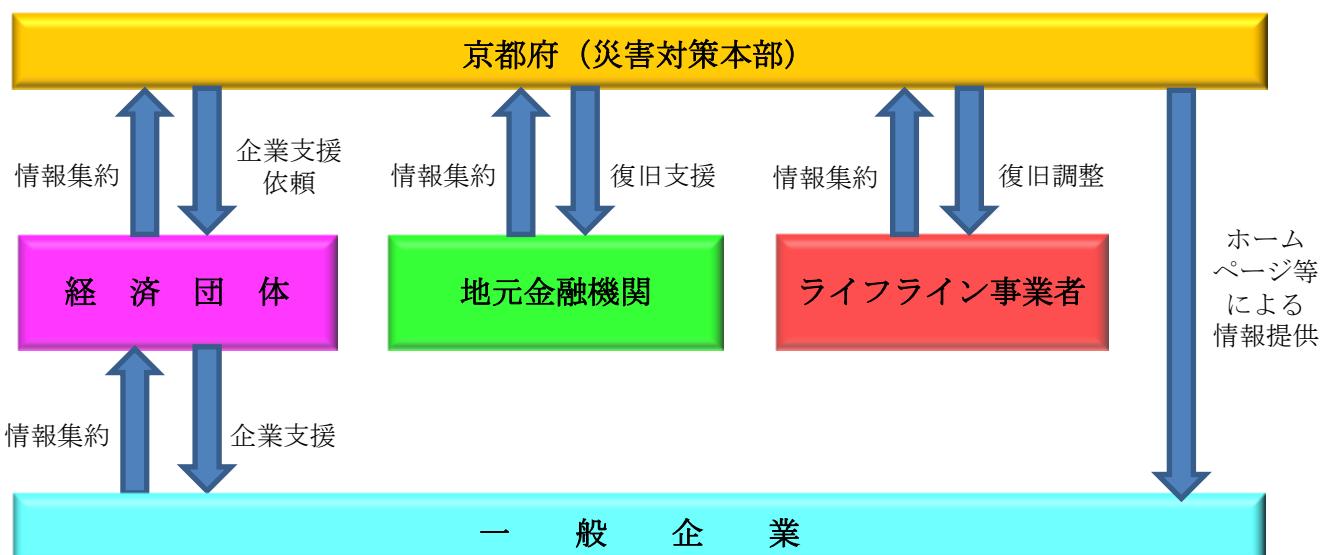
京都BCP行動指針の修正概要（案）

1 災害発生時に、京都府が情報提供や各種の調整などの役割を果たすことを明記

【抜粋】

京都BCPにおいては、企業等や企業等間連携の取組、行政や行政間の取組、企業等と行政の連携での取組が京都全体に広がることを目指し、本行動指針を基に、それぞれの取組主体が自発的に行動することを期待するものである。

しかしながら、取組主体による積極的な行動を促すためには、単に自発的な行動に期待するだけではなく、京都府が司令塔の役割を果たし、フェーズごとに京都全体が一元的な災害対応ができるよう情報提供や各種の調整を行っていく必要がある。



2 京都BCPのこれまでの取組、今後の取組内容を反映

項目	内 容
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・推進会議を継続的に開催 ・経済団体のメルマガ等を利用した情報発信・普及啓発
個別BCPの策定支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や業界団体ごとのセミナー、研修会を開催 ・専門家を派遣
連携型BCPの取組	<p><ライフライン関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ライフケン復旧状況及び見込みについて情報集約、提供 ・ライフケン優先復旧の調整 <p><金融機関関係></p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関における相互支援、仮設店舗の共同運営、メール便の共同運行等臨時払出しに必要な仕組みの確立検討 ・金融システムの維持に向けた金融関係の被災状況を共有、公表 <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・図上訓練を継続的に実施 ・モデル事業の推進強化（特定地域での連携型BCPの取組） ・企業交流会を継続的に開催